

青森県報

号外第三十八号

令和八年
三月三十一日
(火曜日)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則……………（事務局）…

公営企業

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程（病院局）…
○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…
○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………（同）…

人事委員会

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二二一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正

する。

別表第一号中「東京事務所長」を「東京本部長」に改め、同表第五号中「病院事業管理者特命補佐、地域医療調整監」を「理事」に、「及び医療管理監」を「医療管理監及び中央病院「医療の質」総合管理センター長」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十七条」に、「第三十三条」を「第三十八条」に改める。

第二条第一項中「運営部」を「事業統括部」に改め、同条第二項中「運営部」を「事業統括部」に改め、「及び事務処理」を削る。

第三条を次のように改める。

（事業統括部の分掌事務）

第三条 事業統括部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 病院事業の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- 二 病院事業の経営の合理化に関すること。
- 三 予算の原案及び予算に関する説明書の作成に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 組織及び職務権限に関すること。

六 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関すること。

七 労働協約に関すること。

八 条例及び病院事業管理規程の管理に関すること。

九 中央病院及びつくしが丘病院の主管に属しない事務に関すること。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(中央病院の内部組織)

第五条 青森県立中央病院(以下「中央病院」という。)に、次の表の上欄に掲げるものとして、同表の下欄に掲げる組織を置く。

診療科	消化器・腫瘍内科、血液内科、リウマチ膠原病内科、循環器内科、腎臓内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、メンタルヘルス科、腫瘍心療科、脳神経内科、新生児科、小児科、成育科、心臓血管外科、呼吸器外科、外科、肝胆膵外科、乳腺外科、整形外科、リハビリテーション科、心大血管リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、脳神経外科、産科、婦人科、麻酔科、歯科口腔外科、形成・再建外科、救急科、総合診療科、緩和医療科、放射線診断・IR治療科、腫瘍放射線科、臨床検査科、病理診断科、臨床遺伝科
診療センター	がん・支持医療センター、循環器センター、脳神経センター、糖尿病センター、総合周産期母子医療センター、救命救急センター、小児医療センター、ロボット手術センター
中央診療部門	薬剤部、放射線部、放射線治療部、臨床検査部、病理部、臨床工学部、栄養管理部、臨床心理支援部、リハビリテーション部、診療看護師室、輸血・細胞治療部、中央採血部、ゲノム検査部、手術部、内視鏡部、中央材料部、血液浄化療法部、薬物療法部、集中治療部、高度治療部
医療管理部門	医療情報部、災害対策室、治験管理室
地域連携部門	医療連携部、サポーターケア推進部、地域医療支援部、健康推進室、小児在宅支援室

管理センター	感染管理センター、医療安全管理センター、「医療の質」総合管理センター
看護部門	看護部
事務部門	経営企画室、総務室、管理室

- 2 医療連携部に地域連携室及び患者・家族支援室を置く。
 - 3 看護部に看護企画班、病棟看護班及び外来看護班を置く。
 - 4 経営企画室に企画課、経理課及び医事課を置く。
 - 5 総務室に職員支援課、給与課及び福利厚生課を置く。
 - 6 管理室に調達課、情報管理課及び施設管理課を置く。
- 第六条を次のように改める。
- (中央病院の分掌事務)
- 第六条 各診療科及び各診療センターの分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 診療に関すること。
 - 二 医療に関する文書、統計及び諸記録に関すること。
 - 三 医療用器械器具類の管理に関すること。
 - 四 診療室、処置室、手術室、検査室及び病室に関すること。
 - 五 臨床研修及び臨床教育に関すること。
- 2 各中央診療部門(薬剤部を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 専門的な医療技術支援に関すること。
 - 二 専門的な医療技術支援に関する文書、統計及び諸記録に関すること。
 - 三 専門的な医療技術支援に用いる機械器具類の管理に関すること。
 - 四 中央病院及びつくしが丘病院の前三号に掲げる業務の調整に関すること。
- 3 薬剤部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 調剤及び製剤に関すること。
 - 二 医薬品の管理及び補給に関すること。
 - 三 医薬品の検査に関すること。
 - 四 処方せんの整理及び保管に関すること。
 - 五 調剤製剤用器械器具類の管理に関すること。
 - 六 薬事に関する文書、統計及び諸記録に関すること。
 - 七 その他薬事に関すること。

- 八 調剤室、製剤室及び薬品貯蔵所に関すること。
- 九 中央病院及びつくしが丘病院の薬剤業務の調整に関すること。
- 四 医療情報部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 院内業務のIT化の推進に関すること。
 - 二 院内の電子カルテその他の医療情報システムの運用管理・改善、契約に関すること。
 - 三 院内のがんの診療情報に係る管理及び医療機関等との連絡に関すること。
 - 四 その他の院内の診療情報の管理に関すること。
- 五 災害対策室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 災害医療の連携に関すること。
- 六 治験管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 治験の管理に関すること。
- 七 医療連携部の各室の分掌事務は、次に定めるところによる。
 - 一 地域連携室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 医療機関との連携に関すること。
 - ロ 看護相談に関すること。
 - ハ 医療相談に関すること。
 - ニ 訪問看護に関すること。
 - 二 患者・家族支援室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 看護相談の総括に関すること。
 - ロ 医療相談の総括に関すること。
 - 三 サポートタイプケア推進部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 サポートタイプケアの提供に係る事務の統括に関すること。
- 九 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 地域医療の支援に関すること。
- 十 健康推進室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 健康増進に関すること。
- 十一 小児在宅支援室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 県の委託を受けて行う医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対する支援等に関すること。
- 十二 感染管理センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 感染管理に関すること。
- 十三 医療安全管理センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 医療に係る安全管理に関すること。
 - 二 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。
 - 三 医療紛争に関すること。
- 十四 「医療の質」総合管理センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 医療の質の向上の推進及び総合的管理に関すること。
 - 二 医療の質（医療の質指標・患者満足度調査・職員満足度調査等）の測定、分析及び公表に関すること。
 - 三 その他医療の質の継続的な改善活動及び組織横断的な活動に係る支援に関すること。
- 十五 看護部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 患者の看護及び診療の補助に関すること。
 - 二 病室等の管理及び清掃に関すること。
 - 三 医療用器械器具類の消毒、整備及び補給に関すること。
 - 四 看護学生及び生徒の実地修練に関すること。
 - 五 看護に係る企画、立案及び調整に関すること。
- 十六 看護部の各班の分掌事務は、中央病院長が指定する事項に係る前項各号に掲げる事務とする。
 - 一 経営企画室の各課の分掌事務は、次に定めるところによる。
 - 一 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ つくしが丘病院以外の事業の企画、立案及び調整に関すること。
 - ロ 経営の合理化に関すること。
 - ハ 広報に関すること。
 - 二 経理課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 財務に関すること（事業統括部の分掌に係る事務を除く。）。
 - ロ 収入及び支出の会計事務に関すること。
 - 三 医事課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - イ 患者の受付、入院、退院及び転室に関すること。
 - ロ 診療報酬の請求事務に関すること。
 - ハ 診療記録の整備及び保管に関すること。
 - ニ 診療に伴う諸証明事務に関すること。
 - ホ 医事統計に関すること。

18 へ 診療料金の未収整理及び減免に関するところによる。
 総務室の各課の分掌事務は、次に定めるところによる。

- 一 職員支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 総務に関するところ。
- ロ 医療紛争に関するところ。

ハ 経営企画室、管理室及び総務室の他の課の主管に属しない事務に関するところ。

- 二 給与課の分掌事務は、次のとおりとする。
- イ 給与の支給に関するところ。

三 福利厚生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- イ 職員の健康管理に関するところ。
- ロ ハラスメント対策に関するところ。

19 管理室の各課の分掌事務は、次に定めるところによる。

一 調達課の分掌事務は、次のとおりとする。

- イ 固定資産（医療機器及び庁用備品に限る。）の取得、管理に関するところ。
- ロ 保守に関するところ（電気、医療ガス、冷暖房等の建築設備に係る事務を除く。）。

ハ 寝具類に関するところ。

ニ 物品（施設管理に伴う材料及び燃料を除く。）の購入に関するところ。

ホ 被服等の貸与及び管理に関するところ。

二 情報管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- イ 業務のIT化の推進に関するところ。
- ロ 電子カルテその他の医療情報システムの運用管理・改善、契約に関するところ。

ハ がんの診療情報に係る管理及び医療機関等との連絡に関するところ。

ニ その他の診療情報の管理に関するところ。

三 施設管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- イ 固定資産（医療機器及び庁用備品を除く。）の取得、管理及び処分に関するところ。
- ロ 院内の取締り及び清掃に関するところ。
- ハ 電話の管理運営に関するところ。

ニ 保守に関するところ（電気、医療ガス、冷暖房等の建築設備に係る事務に限る。）。

る。）。

ホ 営繕に関するところ。

へ 物品（施設管理に伴う材料及び燃料に限る。）の購入及び物品の処分に関するところ。

第七条を削る。

第八条中「」に「」の下に「総務課、医事課、」を加え、同条を第七条とする。

第九条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 総務に関するところ。

二 財務に関するところ（事業統括部の分掌に係る事務を除く。）。

三 つくしが丘病院の経営の合理化に関するところ。

四 広報に関するところ。

五 収入及び支出の会計事務に関するところ。

六 固定資産の取得、管理及び処分に関するところ。

七 院内の取締り及び清掃に関するところ。

八 自動車、電話等の管理運営に関するところ。

九 電気、医療ガス、冷暖房等の設備の保守に関するところ。

十 寝具類に関するところ。

十一 物品の購入及び処分に関するところ。

十二 被服等の貸与及び管理に関するところ。

2 医事課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 患者の受付、入院、退院及び転室に関するところ。

二 診療報酬の請求事務に関するところ。

三 診療記録の整備及び保管に関するところ。

四 診療に伴う諸証明事務に関するところ。

五 医事統計に関するところ。

六 診療料金の未収整理及び減免に関するところ。

第九条を第八条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（病院局の職等）」を付する。

第十条の二及び第十条の三を削り、第十条の四を第十条とする。

第十二条を削り、第十一条の前の見出し及び同条第一項中「運営部」を「事業統括部」に変更する。

部」に改め、同条第二項中「運営部長」を「事業統括部長」に、「」運営部」を「事業統括部」に改め、同条を第十二条とし、第十条の五を第十一条とする。

第十三条第一項中「運営部」を「事業統括部」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に、「下欄」を「当該下欄」に改める。

第十六条第二項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第一」を「別表第二」に、「別表第二の下欄」を「別表第三の当該下欄」に改める。

第十七条第一項中「別表第三」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第一」に、「下欄」を「当該下欄」に改める。

第二十二号第五号中「運営部長及びつくしが丘病院運営室長」を「事業統括部長及び事務長」に改め、同条第六号から第九号までの規定中「、特命補佐、地域医療調整監」を削る。

第二十三条第一項中「院長、運営部長、つくしが丘病院運営室長及び運営部の課長並びに看護部の部長（以下「看護部長」という。）及び中央病院看護部の次長（以下「看護部次長」という。）並びに中央病院医療連携部の次長（以下「医療連携部次長」という。）及び中央病院医療情報部の次長（以下「医療情報部次長」という。）を「事業統括部長、院長、事務長、中央病院の経営企画室長、総務室長、管理室長、課長、看護部長、看護部次長、医療情報部次長及び医療連携部次長並びにつくしが丘病院の課長及び看護部長」に改め、同条第二項中「運営部長又は運営部の課長」を「事業統括部長又は事務長」に改め、同条に次の二項を加える。

3 経営企画室長、総務室長若しくは管理室長又はつくしが丘病院の課長は、その専決事項のうちから当該事務長の承認を得て定める事務について、経営企画室長、総務室長若しくは管理室長又はつくしが丘病院の課長が指定する職員に専決させることができる。

4 中央病院の課長は、その専決事項のうちから当該室長の承認を得て定める事務について、中央病院の課長が指定する職員に専決させることができる。

第二十七条中「運営部長」を「事業統括部長」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（事業統括部長の事務の代決）
第二十八条 事業統括部長が不在のときは、あらかじめ病院局長の承認を得て事業統括部長が指定する職員がその事務を代決する。

第二十九条第三項中「中央病院にあっては運営部長が、つくしが丘病院にあっては

つくしが丘病院運営室長」を「当該病院の事務長」に改める。

（事務長の事務の代決）

第三十一条 事務長が不在のときは、当該事務を担当する室長（つくしが丘病院にあっては、課長）がその事務を代決する。

第三十三条を第三十八条とし、第三十二条第一項中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条の三の見出し中「医療連携部次長等」を「医療情報部次長等」に改め、同条中「医療連携部次長又は医療情報部次長」を「医療情報部次長又は医療連携部次長」に、「中央病院の院長」を「中央病院長」に、「庶務を担当する課長（以下「庶務担当課長」という。）」を「総務室長」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（つくしが丘病院の課長の事務の代決）

第三十六条 つくしが丘病院の課長が不在のときは、あらかじめつくしが丘病院事務長の承認を得てつくしが丘病院の課長が指定する職員がその事務を代決する。

第三十一条の二を第三十四条とし、第三十一条の次に次の二条を加える。

（経営企画室長等の事務の代決）

第三十二条 経営企画室長、総務室長又は管理室長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決する。

（中央病院の課長の事務の代決）

第三十三条 中央病院の課長が不在のときは、あらかじめ当該室長の承認を得て中央病院の課長が指定する職員がその事務を代決する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第十三条、第十七条関係）

職名	職務
総括副参事	事業統括部の分掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。
副参事	事業統括部の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

別表第二(第十六条関係)

一 中央病院

「医療の質」総合管	区分	職名
センター長、副センター長、医療の質向上統括調整		
技能主事		労務的業務に従事する。
技能技師		技能的業務に従事する。
調理長		調理業務を掌理し、所属の調理業務に従事する技能技師及び技能主事の指揮監督を行い、調理業務に従事する。
歯科医師		歯科医療業務に従事する。
医師		医療業務に従事する。
専門員		培われた知識、経験又は能力に応じた事務又は技術に従事する。
技師		技術に従事する。
主事		事務に従事する。
主任専門員		培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。
主任看護師		
主査		重要な事務を処理する。
主幹専門員		培われた知識、経験又は能力に応じた特定の事務を掌理する。
主幹看護師		
医事専門官		特定の事務を掌理する。
主幹		
総括主幹専門員		培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。
護師		特に命ぜられた事項に関する事務に従事する。
総括主幹専門官		
上席医事専門官		従事する。
総括主幹		特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。

理センター	がん・支持医療センター、循環器センター、脳神経センター、糖尿病センター、総合周産期母子医療センター、救命救急センター、小児医療センター及びロボット手術センター	監、医療の質向上推進監 センター長、副センター長
診療科	中央診療部門	部長、保険診療管理監、部長代行、副部长
医療情報部	医療連携部	部に部長、副部长、放射線診断指導監、臨床検査指導監技師長及び副技師長、室に室長、次長
サポーターイブケア推進部	医療情報部	部長、次長
地域医療支援部	サポーターイブケア推進部	部長、次長、地域連携室長、患者・家族支援室長
災害対策室、治験管理室及び小児在宅支援室	地域医療支援部	部長、副部长
健康推進室	災害対策室、治験管理室及び小児在宅支援室	室長、次長
看護部	健康推進室	室長、次長、健康推進官
	看護部	部長、次長、総括看護指導監、看護指導監、看護企画監、上席看護専門官、看護専門官、看護師長、副看護師長

別表第三(第十六条関係)

職名	医療管理監	県立病院における政策医療の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
	センター長	当該センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
職務	副センター長	当該センターのセンター長を補佐し、その事務を整理する。
	センターの長	当該センターの長の補助的事務に従事し、当該センターの事務を整理する。
職名	診療部	部長、科に部長及び副部長、室に室長及び技師長
	看護部	部長、次長、看護師長、看護専門官
職務	医療安全管理室	室長、次長
	総務課及び医事課	課長
職務	その他	事務長
	その他	経営企画室、総務室及び管理室 室長、課長 医療管理監、救急医療連携推進監、こども・家族支援推進監、事務長

二 つくしが丘病院

監	当該科又は部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
部長	当該科又は部の部長を補佐し、その事務を整理する。
副部長	当該部の部長を補佐し、その事務を整理する。
部(看護部を除く。)の次長	当該部の部長の事務を代行する。
部長代行	当該科又は部の部長を補佐し、その事務を整理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
技師長	当該科又は部の技師長を補佐し、その事務を整理する。
副技師長	当該科又は部の副技師長を補佐し、その事務を整理する。
事務長	当該病棟の事務部門の事務を総括整理する。
室長	当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室の次長	当該室の室長を補佐し、その事務を整理する。
課長	当該課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
保険診療管理監	保険診療の連携及び特に命ぜられた事務に従事する。
放射線診断指導監	放射線診断技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
臨床検査指導監	臨床検査の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
医療の質向上推進監	医療の質の向上の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
健康推進官	健康増進に関する指導及び調整の事務に従事する。
看護部の次長	看護部の部長を補佐し、看護部の事務を整理するとともに、担当する看護班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
総括看護指導監	看護技術の指導及び特に命ぜられた重要な事務に従事する。
看護指導監	看護技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

看護企画監	看護業務に関する企画立案及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
上席看護専門官	特定の看護分野において、特に熟練した看護技術を用いて、看護職に対する指導及び相談の事務に従事する。
看護専門官	特定の看護分野において、熟練した看護技術を用いて、看護職に対する指導及び相談の事務に従事する。
看護師長	看護部の当該班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副看護師長	当該班の看護師長を補佐し、その事務を整理する。

別表第四（第二十三条関係）

職名	専決事項
病院局長	<p>一 事業統括部長の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。</p> <p>二 事業統括部長の週休日の振替等、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事。</p> <p>三 院長の病気休暇及び部分休業の承認等に関する事。</p> <p>四 事業統括部長及び事務長の職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事に限る。）に係る承認に関する事。</p> <p>五 職員（病院局長を除く。）の職務に専念する義務の特例第二条第一号、第二号及び第六号から第八号までに規定する事項（同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事を除く。）に係る承認に関する事。</p> <p>六 職員（病院局長を除く。）に対する営利企業等従事許可に関する事。</p> <p>七 職員の福利厚生及び研修に関する計画に関する事。</p> <p>八 告示、公告等に関する事。</p> <p>九 労働協約の締結に関する事（あらかじめ管理者の承認を得た事項に係るものに限る。）。</p> <p>十 行政財産の使用許可に関する事（事務長の専決に係るものを除く。）。</p>

事業統括部長	専決事項
	<p>一 所属職員に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 事務分担に関する事。</p> <p>ロ 旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。</p> <p>ハ 時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関する事。</p> <p>ニ 週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事。</p> <p>ホ 職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事に限る。）に係る承認に関する事。</p> <p>二 事業統括部の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関する事。</p> <p>三 次の事項に関する事。（中央病院総務室長及びつくしが丘病院総務課長の専決に係るものを除く。）</p> <p>イ 職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の実績の記録及び保管に関する事。</p> <p>ロ 証人、参考人、通訳等としての旅行を依頼した場合の旅費の支給に関する事。</p> <p>ハ 給料表の適用を受けない職員に旅行を命じた場合の旅費の支給に関する事。</p>

<p>中央 病院 長</p> <p>一 所属職員（経営企画室、総務室及び管理室の職員を除く。）の事務 分担に関する事。</p> <p>二 院長、医療管理監、副院長、各センター長、各推進監、各部長、各</p>	<p>二 通常の旅費による旅行が当該旅行の性質上困難である場合の旅費の調整に関する事。</p> <p>四 次の事項に関する事。（中央病院及びつくしが丘病院の課長の専決に係るものを除く。）</p> <p>イ 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の支給に係る事実の確認及び額の決定等に関する事。</p> <p>ロ 児童手当法の施行に係る事務に関する事。</p> <p>ハ 定例又は軽易な照会、回答、調査等に関する事。</p> <p>ニ 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関する事。</p> <p>五 職員の昇給に関する事。</p> <p>六 職員の勤勉手当の支給割合の決定に関する事。</p> <p>七 職員の退職手当の決定に関する事。</p> <p>八 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（同条例第九条の規定に係るものを除く。）及び同条例第十一条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関する事。</p> <p>九 個人情報保護の保護に関する法律の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第八十二条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（第八十条の規定に係るものを除く。）及び第八十二条第二項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関する事。</p> <p>ロ 第九十三条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関する事。</p> <p>ハ 第一百一条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関する事。</p>
---	--

<p>中央 病院 事務 長</p>	<p>副センター長、各事務長及び各室長（以下「院長等」という。）の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。</p> <p>三 院長等の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（院長の病気休暇を除く。）及び部分休業（院長の部分休業を除く。）の承認等に関する事。</p> <p>一 中央病院の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関する事（中央病院の総務室長、看護部長、看護部次長、医療情報部次長及び医療連携部次長の専決に係るものを除く。）。</p> <p>二 中央病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関する事（中央病院の総務室長、看護部長及び看護部次長の専決に係るものを除く。）。</p> <p>三 中央病院の職員（事務長を除く。）の職務に専念する義務の特例第二十条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する事に限る。）に係る承認に関する事。</p> <p>四 中央病院の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関すること。</p> <p>五 つくしが丘病院以外の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 交際費及び食糧費に係る支出負担行為に関する事。</p> <p>ロ イのほか、一件の金額が千三百万円以上一億円未満の支出負担行為（給与費、報償費及び旅費交通費に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>ハ 債務負担行為に基づく支出負担行為の済みのもの歳出予算に基づく支出負担行為に関する事。</p> <p>六 つくしが丘病院以外の事業に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関する事。</p> <p>ロ 一件の金額が千三百万円未満の契約の解除に関する事。</p> <p>ハ 支出命令に関する事（中央病院の経営企画室長、総務室長、管理室長及び課長の専決に係るものを除く。）。</p>
-------------------------------	---

<p>中央 病院 総務 室長</p>	<p>一 中央病院の職員（院長等を除く。）の旅行命令及び旅行復命の受理に関する事。</p> <p>二 中央病院の職員（看護部に所属する者並びに医療情報部及び医療連携部に所属する非常勤職員及び臨時的に任用する職員を除く。）の時間外勤務命令（深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）、週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>三 中央病院の職員（院長等及び看護部に所属する者を除く。）の勤務時間の割振り（就業規程第三条第三項の規定によるものに限る。）並びに年次休暇及び夏季休暇の承認等に関する事。</p> <p>四 中央病院の事業に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の実績の記録及び保管に関する事。</p> <p>ロ 証人、参考人、通訳等としての旅行を依頼した場合の旅費の支給に関する事。</p>
	<p>二 入札（見積もりを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関する事。</p> <p>ホ 物品の管理（一件の予定価格が六千円以上の修繕を除く。）に関する事。</p> <p>ヘ 一件の予定価格が六千円未満の財産の取得に関する事。</p> <p>ト 地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産（次に掲げるものに限る。）の使用の許可に関する事。</p> <p>(1) 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガスパ等の埋設に係るもの（青森県病院局行政財産使用料徴収規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十四号）第五条の規定による使用料の減免を伴うもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合のものを除く。）を除く。）。</p> <p>(2) 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガスパ等の埋設に係るもの以外の行政財産の使用に係るもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用する場合に限る。）。</p>

<p>中央 病院 の課 長</p>	<p>一 中央病院の事業に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の支給に係る事実の確認及び額の決定等に関する事。</p> <p>ロ 児童手当法の施行に係る事務に関する事。</p> <p>ハ 定例又は軽易な照会、回答、調査等に関する事。</p> <p>ニ 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関する事。</p> <p>二 つくしが丘病院以外の事業に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 収入命令及び振替命令並びに返納通知に関する事。</p> <p>ロ 給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出命令に関する事。</p> <p>ハ 物品の出納通知に関する事。</p>
<p>中央 病院 の経 営企 画室 長、 総務 室長 及び 管理 室長</p>	<p>一 所属職員の事務分担に関する事。</p> <p>二 つくしが丘病院以外の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 報償費及び旅費交通費に係る支出負担行為に関する事。</p> <p>ロ イのほか、一件の金額が千三百万円未満の支出負担行為（交際費、食糧費及び給与費に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>三 つくしが丘病院以外の事業に係る次の事項に関する事。</p> <p>イ 一件の金額が千三百万円未満の支出命令（給与費、報償費及び旅費交通費に係るものを除く。）に関する事。</p>
<p>中央 病院</p>	<p>ハ 給料表の適用を受けない職員に旅行を命じた場合の旅費の支給に関する事。</p> <p>ニ 通常の旅費による旅行が当該旅行の性質上困難である場合の旅費の調整に関する事。</p> <p>五 つくしが丘病院以外の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執行するもの</p> <p>イ 給与費に係る支出負担行為に関する事。</p>

<p>つく しが</p> <p>一 所属職員（総務課及び医事課の職員を除く。）の事務分担に関する こと。</p>	<p>中央 病院 医療 連携 部次 長</p> <p>一 医療連携部の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の時間外勤務命 令及び休日勤務命令に関すること。</p>	<p>中央 病院 医療 情報 部次 長</p> <p>一 医療情報部の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の時間外勤務命 令及び休日勤務命令に関すること。</p>	<p>中央 病院 看護 部次 長</p> <p>一 中央病院看護部の職員（看護部長、看護部次長、看護指導監、総括 主幹看護師、主幹看護師及び看護師長を除く。）に係る次の事項に関 すること。 イ 時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関すること。 ロ 勤務時間の割振り（就業規程第三条第三項の規定によるものに限 る。）並びに年次休暇及び夏季休暇の承認等に関すること。</p>	<p>中央 病院 看護 部次 長</p> <p>一 所属職員の週休日の振替等、勤務時間の割振り（中央病院看護部次 長の専決に係るものを除く。）、時間外勤務代休時間及び休日の代休 日の指定並びに休暇（年次休暇及び夏季休暇に限る。）の承認等（中 央病院看護部次長の専決に係るものを除く。）に関すること。 二 所属職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関す ること（中央病院看護部次長の専決に係るものを除く。）。</p>	<p>二 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関するこ と。 ホ 公舎貸付料及び社会保険料の徴収に関すること。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>つく しが</p> <p>一 つくしが丘病院の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤 務命令に関すること（つくしが丘病院の総務課長及び看護部長の専決 に係るものを除く。）。 二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務 時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休 暇及び部分休業の承認等に関すること（つくしが丘病院の総務課長及 び看護部長の専決に係るものを除く。）。 三 つくしが丘病院の職員（事務長を除く。）の職務に専念する義務の 特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に 規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免 除に関することに限る。）に係る承認に関すること。 四 つくしが丘病院の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関 すること。 五 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執 行するもの イ 交際費、食糧費、給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出負担 行為に関すること。 ロ イのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為に関するこ と。 ハ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づく 支出負担行為に関すること。 六 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。 イ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。 ロ 支出命令に関すること（つくしが丘病院の課長の専決に係るもの を除く。）。 ハ 入札（見積もりを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含 む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関すること。</p>	<p>丘病 院長</p> <p>二 院長等の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。 三 院長等の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定 並びに休暇（院長の病気休暇を除く。）及び部分休業（院長の部分休 業を除く。）の承認等に関すること。</p>	<p>丘病 院長 事務 長</p> <p>一 つくしが丘病院の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤 務命令に関すること（つくしが丘病院の総務課長及び看護部長の専決 に係るものを除く。）。 二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務 時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休 暇及び部分休業の承認等に関すること（つくしが丘病院の総務課長及 び看護部長の専決に係るものを除く。）。 三 つくしが丘病院の職員（事務長を除く。）の職務に専念する義務の 特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に 規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免 除に関することに限る。）に係る承認に関すること。 四 つくしが丘病院の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関 すること。 五 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執 行するもの イ 交際費、食糧費、給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出負担 行為に関すること。 ロ イのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為に関するこ と。 ハ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づく 支出負担行為に関すること。 六 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。 イ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。 ロ 支出命令に関すること（つくしが丘病院の課長の専決に係るもの を除く。）。 ハ 入札（見積もりを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含 む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関すること。</p>	<p>丘病 院長 事務 長</p> <p>一 つくしが丘病院の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤 務命令に関すること（つくしが丘病院の総務課長及び看護部長の専決 に係るものを除く。）。 二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務 時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休 暇及び部分休業の承認等に関すること（つくしが丘病院の総務課長及 び看護部長の専決に係るものを除く。）。 三 つくしが丘病院の職員（事務長を除く。）の職務に専念する義務の 特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に 規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免 除に関することに限る。）に係る承認に関すること。 四 つくしが丘病院の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関 すること。 五 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執 行するもの イ 交際費、食糧費、給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出負担 行為に関すること。 ロ イのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為に関するこ と。 ハ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づく 支出負担行為に関すること。 六 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。 イ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。 ロ 支出命令に関すること（つくしが丘病院の課長の専決に係るもの を除く。）。 ハ 入札（見積もりを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含 む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関すること。</p>	<p>丘病 院長 事務 長</p> <p>一 つくしが丘病院の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤 務命令に関すること（つくしが丘病院の総務課長及び看護部長の専決 に係るものを除く。）。 二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務 時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休 暇及び部分休業の承認等に関すること（つくしが丘病院の総務課長及 び看護部長の専決に係るものを除く。）。 三 つくしが丘病院の職員（事務長を除く。）の職務に専念する義務の 特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に 規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免 除に関することに限る。）に係る承認に関すること。 四 つくしが丘病院の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関 すること。 五 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執 行するもの イ 交際費、食糧費、給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出負担 行為に関すること。 ロ イのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為に関するこ と。 ハ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づく 支出負担行為に関すること。 六 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。 イ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。 ロ 支出命令に関すること（つくしが丘病院の課長の専決に係るもの を除く。）。 ハ 入札（見積もりを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含 む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関すること。</p>	<p>丘病 院長 事務 長</p> <p>一 つくしが丘病院の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤 務命令に関すること（つくしが丘病院の総務課長及び看護部長の専決 に係るものを除く。）。 二 つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の週休日の振替等、勤務 時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休 暇及び部分休業の承認等に関すること（つくしが丘病院の総務課長及 び看護部長の専決に係るものを除く。）。 三 つくしが丘病院の職員（事務長を除く。）の職務に専念する義務の 特例第二条第三号から第五号まで及び第八号に規定する事項（同号に 規定する事項にあつては、家族の看護に係る職務に専念する義務の免 除に関することに限る。）に係る承認に関すること。 四 つくしが丘病院の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の任免に関 すること。 五 つくしが丘病院の事業に係る次に掲げる事務で配当予算の範囲で執 行するもの イ 交際費、食糧費、給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出負担 行為に関すること。 ロ イのほか、一件の金額が二十万円未満の支出負担行為に関するこ と。 ハ 債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの歳出予算に基づく 支出負担行為に関すること。 六 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。 イ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。 ロ 支出命令に関すること（つくしが丘病院の課長の専決に係るもの を除く。）。 ハ 入札（見積もりを含む。）の執行、落札者（契約の相手方を含 む。）の決定及びこれに伴う契約書の作成に関すること。</p>
---	---	--	--	--	--

<p>ニ 物品の管理（一件の予定価格が三千万円以上の修繕を除く。）に関すること。</p> <p>ホ 一件の予定価格が三千万円未満の財産の取得に関すること。</p> <p>ヘ 地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産（次に掲げるものに限る。）の使用の許可に関すること。</p> <p>(1) 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの（青森県病院局行政財産使用料徴収規程第五条の規定による使用料の減免を伴うもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用するものを除く。）を除く。）。</p> <p>(2) 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの以外の行政財産の使用に係るもの（当該許可に係る使用期間満了後使用の形態を変更しないで引き続き使用するものに限る。）。</p>	<p>つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。</p> <p>二 つくしが丘病院の職員（看護部に所属する者を除く。）の時間外勤務命令（深夜、週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>三 つくしが丘病院の職員（院長等及び看護部に所属する者を除く。）の勤務時間の割振り（就業規程第三条第三項の規定によるものに限る。）並びに年次休暇及び夏季休暇の承認等に関すること。</p> <p>四 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。</p> <p>イ 職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の実績の記録及び保管に関すること。</p> <p>ロ 証人、参考人、通訳等としての旅行を依頼した場合の旅費の支給に関すること。</p> <p>ハ 給料表の適用を受けない職員に旅行を命じた場合の旅費の支給に関すること。</p> <p>ニ 通常の旅費による旅行が当該旅行の性質上困難である場合の旅費の調整に関すること。</p>
--	---

<p>つくしが丘病院の事務分担に関すること。</p> <p>二 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。</p> <p>イ 収入命令及び振替命令並びに返納通知に関すること。</p> <p>ロ 給与費、報償費及び旅費交通費に係る支出命令に関すること。</p> <p>ハ 物品の出納通知に関すること。</p> <p>ニ 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関すること。</p> <p>ホ 公舎貸付料及び社会保険料の徴収に関すること。</p> <p>ヘ 職員の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の支給に係る事実の確認及び額の決定等に関すること。</p> <p>ト 児童手当法の施行に係る事務に関すること。</p> <p>チ 定例又は軽易な照会、回答、調査等に関すること。</p> <p>リ 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関すること。</p>	<p>つくしが丘病院の職員（院長等を除く。）の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。</p> <p>二 つくしが丘病院の職員（看護部に所属する者を除く。）の時間外勤務命令（深夜、週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。）の承認等に関すること。</p> <p>三 つくしが丘病院の職員（院長等及び看護部に所属する者を除く。）の勤務時間の割振り（就業規程第三条第三項の規定によるものに限る。）並びに年次休暇及び夏季休暇の承認等に関すること。</p> <p>四 つくしが丘病院の事業に係る次の事項に関すること。</p> <p>イ 職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の実績の記録及び保管に関すること。</p> <p>ロ 証人、参考人、通訳等としての旅行を依頼した場合の旅費の支給に関すること。</p> <p>ハ 給料表の適用を受けない職員に旅行を命じた場合の旅費の支給に関すること。</p> <p>ニ 通常の旅費による旅行が当該旅行の性質上困難である場合の旅費の調整に関すること。</p>
--	---

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(青森県病院事業文書規程の一部改正)

2 青森県病院事業文書規程（平成二十五年九月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「運営部」を「課等」に改める。

第三条中「運営部」を「事業統括部の職員、中央病院の事務長並びに経営企画

室、総務室及び管理室の職員並びにつくしが丘病院の事務長及び課」に改める。

第四条の見出し中「運営部長」を「事業統括部長」に改め、同条第一項中「運営

部長」を「事業統括部長及び事務長」に改め、同条第二項中「運営部の室長及び課長」を「事業統括部長、中央病院の経営企画室長、総務室長、管理室長及び課長並びにつくしが丘病院の課長」に、「室又は」を「部、室又は」に改める。

第五条中「運営部長」を「事業統括部長又は事務長」に改める。

第七条中「運営部長」を「事業統括部長」に、「総務課長及び庶務・管理課長」を「事業統括部長、職員支援課長及び総務課長」に改める。

第八条第二項の表を次のように改める。

区 分	文 書 記 号
事業統括部	青事統 青事統親(親展又は秘密のものである場合)
中央病院	青病 青病親(親展又は秘密のものである場合)
つくしが丘病院	青つ病 青つ病親(親展又は秘密のものである場合)

第八条第三項中「運営部(つくしが丘病院運営室を除く。) 及び中央病院に係るもの」とつくしが丘病院運営室及び」を「事業統括部に係るものと中央病院に係るもの」とに改める。

第十二条第二項及び第十三条中「運営部長」を「事業統括部長」に改める。

第十四条第一項及び第三項中「運営部長」を「事業統括部長又は事務長」に改める。

第十六条中「運営部及び」を「事業統括部及び」に、「運営部(つくしが丘病院運営室を除く。) 及び」を「事業統括部に係るものにあつては事業統括部長が、「に、「総務課長が、つくしが丘病院運営室及び」を「職員支援課長が、「に、「庶務・管理課長」を「総務課長」に改める。

第十七条中「総務課長又は庶務・管理課長」を「事業統括部長、職員支援課長又は総務課長」に改める。

第二章第四節の節名中「運営部」を「課等」に改める。

第二十一条中「運営部長又はつくしが丘病院運営室長名」を「事業統括部長又は事務長名」に改める。

第二十三条第一項中「運営部の室員」を「課等の部員」に、「課長等、運営部









長、病院長、病院長及び管理者の」を「次の各号に掲げる組織の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業統括部 事業統括部長、病院局長及び管理者
 - 二 中央病院 課長、室長、事務長、中央病院長、病院局長及び管理者
 - 三 つくしが丘病院 課長、事務長、つくしが丘病院長、病院局長及び管理者
- 第三十四条第一項中「運営部長」を「事業統括部長」に改める。
- 第三十五条第一項中「課長等(つくしが丘病院運営室長を除く。)」を「事業統括部長、中央病院の経営企画室長、総務室長及び管理室長並びにつくしが丘病院の課長」に改める。
- 第三十六条第一項中「運営部の副室長及び副課長」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 事業統括部長が指定する職員
 - 二 中央病院の課長
 - 三 つくしが丘病院の課長が指定する職員
- 第五十七条中「運営部長」を「事業統括部長」に改める。
- 別表を次のように改める。




別表(第10条関係)

1 職印


公印の名称	寸法 (ミリメートル平 方)	ひな型 (字体は、てん 書体とする。)	管守者
青森県病院事業管 理者印	30		事業統括部長
青森県病院事業管 理者印(縦印)	30		事業統括部長

青森県病院局長印	24		事業統括部長
青森県病院局事業統括部長印	24		事業統括部長
青森県立中央病院長印	24		職員支援課長
青森県立中央病院事務長印	24		職員支援課長
青森県立中央病院出納員印	21		中央病院出納員
青森県立つくしが丘病院長印	24		総務課長
青森県立つくしが丘病院事務長印	24		総務課長
青森県立つくしが丘病院出納員印	21		つくしが丘病院出納員

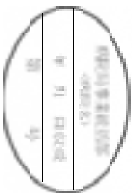
2 庁印

公印の名称	寸法 (ミリメートル平方)	ひな型 (字体は、てん書体とする。)	管守者
青森県病院局印	30		事業統括部長
青森県立中央病院印	30		職員支援課長
青森県立つくしが丘病院印	30		総務課長

3 専用庁印

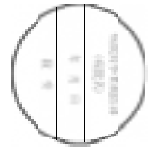
公印の名称	寸法 (ミリメートル平方)	ひな型 (字体は、てん書体とする。)	管守者
青森県立中央病院長印 (請求・証明専用)	21		経営企画室医事課長

第九号様式及び第十号様式は次のとおりとする。
第九号様式 収受印 (第16条関係)

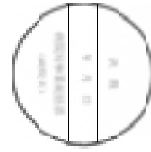


第10号様式 収受日付印 (第16条関係)

第十二号様式及び第十三号様式を次のように改める。



第12号様式 決裁印 (第26条関係)



第13号様式 発送印 (第30条関係)

(青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程の一部改正)

3 青森県病院局非常勤職員の任用に関する規程(令和二年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「運営部長及びつくしが丘病院運営室長(以下「運営部長等」を「事業統括部長及び事務長(以下「事業統括部長等」に改め、同条第二項中「運営部長等」を「事業統括部長等」に改める。

第六条第二項、第八条第二項及び第十一条中「運営部長等」を「事業統括部長等」に改める。

第二号様式から第四号様式までの規定中「~~青森県病院局~~」を「~~青森県病院局~~」に改める。

(青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程の一部改正)

4 青森県病院局臨時的任用職員の任用に関する規程(令和二年三月青森県病院事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「運営部長及びつくしが丘病院運営室長(以下「運営部長等」を「事業統括部長及び事務長(以下「事業統括部長等」に改め、同条第二項中「運営

部長等」を「事業統括部長等」に改める。

第六条第二項、第七条第三項及び第九条中「運営部長等」を「事業統括部長等」に改める。

第二号様式から第四号様式までの規定中「~~青森県病院局~~」を「~~青森県病院局~~」に改める。

(青森県病院局職員被服等貸与規程の一部改正)

5 青森県病院局職員被服等貸与規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「運営部にあつては運営部長」を「事業統括部にあつては事業統括部長」に改める。

(青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部改正)

6 青森県病院局職員安全衛生管理規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「運営部」を「事業統括部」に改める。

第九条第一項中「運営部(青森県病院局の組織等に関する規程第二条第二項に規定する運営部をいう。)」を「中央病院」に改め、同条第二項中「職員健康支援課長」を「総務室長」に改める。

第十四条第二項中「運営部」を「事業統括部」に改める。

第二十五条中「職員健康支援課」を「福利厚生課」に、「つくしが丘病院運営室庶務・管理課」を「総務課」に改める。

第二十六条中「職員健康支援課長」を「総務室長」に改める。

第一号様式中「~~青森県病院局~~」を「~~青森県病院局~~」に改める。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日 青森県病院事業管理者 大山力

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「及び診療看護師手当」を、「診療看護師手当及び精神科病院看護等手当」に改める。

第十条第二項第五号中「産婦人科」を「婦人科」に改める。

第十一条第一項第五号中「放射線部又は腫瘍放射線科」を「放射線診断・IVR治療科、腫瘍放射線科、放射線部又は放射線治療部」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

(精神科病院看護等手当)

第十九条 精神科病院看護等手当は、つくしが丘病院において患者と直接接して行う看護、診療、検査等の業務に従事することを常例とする職員が、その業務に従事したときに支給する。

2 精神科病院看護等手当の額は、勤務一月につき六千三百円(短時間勤務職員については、その業務に従事した日一日につき三百円)とする。

3 第一項の業務に従事することを常例とする職員(短時間勤務職員を除く。)が一月において、その業務に従事した日が十五日未満である場合のその月における精神科病院看護等手当の額は、前項の規定にかかわらず、その業務に従事した日一日につき三百円とする。

附則第五項中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

別表第二アの表六級の項中「2 困難な業務を行う課長の職務」を

「2 困難な業務を行う課長の職務

3 つくしが丘病院事務長の職務」に改め、同表七級の項中

「2 困難な業務を行う室長の職務」を

「2 困難な業務を行う室長の職務」に改め、同表八級の項中

3 中央病院事務長の職務

「運営部長」を「事業統括部長」に改める。

別表第五アの表中「地域医療調整監」を削り、「運営部長」を「事業統括部長」に、「経営企画室長」を

「中央病院事務長

経営企画室長」に、「総務課長」を「管理室長」に改め、

総務室長

「中央病院医学物理指導監」、「中央病院病理指導監」、「中央病院薬剤指導監」、

「中央病院リハビリテーション指導監」、「中央病院統括臨床検査技師長」及び「中央病院腫瘍放射線指導監」を削り、「つくしが丘病院運営室長」を「つくしが丘病院事務長」に改め、別表第五イの表中「病院事業管理者特命補佐」を削り、「中央病院医療の質総合管理センター長」を「中央病院「医療の質」総合管理センター長」に、

「つくしが丘病院長」を

「中央病院感染管理センター長

中央病院医療安全管理センター長」に、「がん診療センター」を

「がん・支持医療センター」に、「及び診療部門」を、「小児医療センター及びロボット手術センター」に、「統括部長及びサポーターセンター長並びに科、部及びユニット」を「並びに科及び部」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程(平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削る。

第三条第一項中「運営部及び」を削り、同条第二項及び第三項中「庶務・管理課長」を「総務課長」に改める。

第四条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三十一条第一項中「所属長」を「事務長」に改める。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十五条とする。

第三十六条の二第二項中「その支払額に相当する券面金額の小切手を振り出し、出納取扱金融機関に送付しなければ」を「当座預金払戻請求書により出納取扱金融機関からその支払額に相当する金額の預金の払戻しを受けるとともに、資金交付書兼受領書により出納取扱金融機関に当該金額の資金を交付しなければ」に改め、同条を第三十六条とする。

第五十五条第一項、第六十三条、第六十七条、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十三条、第七十八条、第七十九条第一項、第八十二条、第八十三条第二項、第八十四条、第八十五条第一項及び第八十九条第一項中「所屬長」を「事務長」に改める。

第九十条中第十六号を削り、第十七条を第十六号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 当座預金払戻請求書

第九十条中第二十三号を第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三 資金交付書兼受領書

第九十一条中「所屬長」を「事務長」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県病院事業財務規程により調製した小切手の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。
- 3 前項の規定により小切手の用紙を使用する場合には、改正前の青森県病院事業財務規程第四条、第三十五条及び第三十六条の二の規定は、なおその効力を有する。



青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第六十五条」に改める。

第二十一条第一項第五号の二中「五日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、十日）」を「十二日」に改め、同項第十五号中「学校の休業」という。（若しくは）を「学校の休業」という。（）、保育所等（に）、「施設若しくは」を「施設又は」に改め、「その他の事業」の下に「をいう。以下この号において同じ。」）を、「事由」の下に「若しくは災害その他急迫の事情があることによる学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は保育所等をいう。以下この号において同じ。）の臨時の休業」を加え、「の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への」を「が在籍する学校等が実施する行事でその子の教育若しくは保育に係るものに」に改める。

第二十六条の四中（昭和二十二年法律第二十六号）を削る。

第二十九条の三第一項中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。

第五十九条第一項中「（第六十四条を除く。）」を削る。

第六十三条を削る。

第六十四条第一項中「第二十七号様式」を「第二十六号様式」に改め、同条第二項中「第二十八号様式」を「第二十七号様式」に改め、第七章中同条を第六十三条とし、第六十五条を第六十四条とし、第六十六条を第六十五条とする。

別表第四中「の父」を「の父母」に改める。

第二十六号様式を削る。

第二十七号様式中「第64条」を「第63条」に改め、同様式を第二十六号様式とする。

。

第二十八号様式中「第64条」を「第63条」に改め、同様式を第二十七号様式とする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭